

令和3年度

和歌山県ものづくり生産力高度化
事業費補助金 公募要領

《申請書受付期間》

令和3年5月17日（月）～ 6月30日（水）17:00まで

《申請方法》

- ・補助金申請システム「J グランツ」

J グランツのホームページ <https://www.jgrants-portal.go.jp/>

※J グランツを利用するためには、事前に「G ビズ ID (gBizID プライム)」の取得が必要です。G ビズ ID をお持ちでない事業者の方は、最初に G ビズ ID の取得をお願いします。

〔gBizID プライムのアカウント発行まで、3 週間以上の時間を要しますのでご注意ください。〕

G ビズ ID のホームページ <https://gbiz-id.go.jp/top/>

- ・電子メール

申請受付メールアドレス e0631001@pref.wakayama.lg.jp

《申請書類の入手方法》

申請書の様式は以下のホームページよりダウンロードできます。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/063100/seisanryokukoudoka.html>

《お問い合わせ先》

商工観光労働部企業政策局産業技術政策課産業技術推進班

TEL:073-441-2355

FAX:073-432-0180

令和3年5月

和歌山県

1 趣旨・目的

本事業は、県内ものづくり企業者の新たな産業創出、産業競争力の強化を図るため、県内ものづくり企業者が行う、デジタル技術等を駆使してビジネスモデルを変革し、生産力を高度化するための設備等の導入に要する経費に対して、支援することを目的とした補助制度です。

2 補助対象事業者

次の（１）から（３）のいずれも満たす者であること。

- （１）日本標準産業分類（平成 25 年総務省告示第 405 号）に掲げる大分類 E ー 製造業に属する産業を営む者であること。
- （２）和歌山県内に事業所を有する者であること。
- （３）上記に掲げる者のほか、補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が判断する者に該当しない者であること。

3 補助対象事業

補助対象事業者が行う、生産力高度化のための設備等を導入する事業であり、次の（１）及び（２）のいずれも満たすものであること。

- （１）知事が定める期間内に生産力高度化計画書（別記第 1 号様式）を別途知事が定める方法により提出し、その承認を受けた事業であること。
- （２）次のアからエまでのいずれにも該当する事業であること。
 - ア 補助対象経費の総額が 300 万円以上であること。
 - イ 和歌山県内の事業所で導入する設備等であること。
 - ウ 国の補助金及び県による他の補助金を充当しないものであること。
 - エ この補助金の交付決定の日から交付決定年度の 3 月 31 日までの事業実施期間に、発注、納入、検収、支払等の全ての事業の手続がこの期間内に完了する事業であること。

4 補助対象経費

次の（１）もしくは（２）を満たし、製作の後、事業の用に供されたことのない設備等の導入に要する経費であること。

- （１）中小企業等経営強化法施行規則（平成 11 年通商産業省令第 74 号）第 16 条第 2 項第 1 号に規定する設備であることが確認できるものであること。
※具体的な要件は、次のア及びイとなります。
- ア 販売開始時期（設備区分毎に定められた期間内に販売された設備であること）及び、生産性向上指標（例：生産効率、精度、エネルギー効率等）に係る要件（年平均 1 % 以上向上）を満たす設備

【対象設備について】

設備の種類	用途又は細目	販売開始時期
機械装置	全て (発電の用に供する設備にあつては、主として電気の販売を行うために取得等をするもの(経営力向上計画の実施時期のうちで発電した電気の販売を行う期間中の発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等)を除く。)	10年以内
工具	測定工具及び検査工具	5年以内
器具備品	全て (医療機器については、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。)	6年以内
建物附属設備	全て (医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。また、発電の用に供する設備にあつては、主として電気の販売を行うために取得等をするもの(経営力向上計画の実施時期のうちで発電した電気の販売を行う期間中の発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等)を除く。)	14年以内
ソフトウェア	設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの	5年以内

イ アであることの工業会証明書を取得できるもの。(証明書の写しは完了検査までに取得して下さい)

- (2) 令和2年度第三次補正サービス等生産性向上IT導入支援事業費補助金交付規程(サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局)第6条に規定するITツールに登録されていることが確認できるものであること。

5 補助率等

- (1) 補助率：補助対象経費の3分の1以内

(2) 補助上限：2,000万円

補助対象経費に補助率を乗じて得た額(ただし1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる)と、2,000万円とを比較して少ない方の額

6 申請書類受付期間

申請開始日：令和3年5月17日(月)

締め切り日：令和3年6月30日(水) 17時まで

※Jグランツの場合、締め切り日の17時までに申請を実施したもの。

※電子メールの場合、締め切り日の17時までに到着が確認できたもの。

7 申請方法

申請は、以下の方法により受付しております。

(1) 経済産業省補助金申請システム「Jグランツ」

Jグランツホームページに掲載の「【和歌山県】令和3年度和歌山県ものづくり生産力高度化補助金」の項目を選択し、申請してください。

電子申請にあたっては「GビズID (gBizIDプライム)」のアカウント取得が必要です。

(アカウント取得には申請書と印鑑証明書が必要のほか、申請から取得まで約3週間以上を要しますので、ご注意ください。)

※Jグランツは、応募書類の提出までの手続きにおいてご利用いただけます。

【Jグランツ ホームページアドレス】 <https://www.jgrants-portal.go.jp/>

【GビズID ホームページアドレス】 <https://gbiz-id.go.jp/top/>

(2) 電子メール

申請書類を電子メールに添付の上、以下のメールアドレス宛てに送付してください。その際、メールの件名(題名)を必ず「(申請書) 令和3年度和歌山県ものづくり生産力高度化事業費補助金」としてください。

【申請受付メールアドレス】 e0631001@pref.wakayama.lg.jp

8 申請書類について

申請書類は以下のとおりです。

(1) 生産力高度化計画書(別記第1号様式)

(2) 収支予算書(別記第2号様式)

(3) 導入予定設備の製品仕様書もしくはカタログのPDF

※申請様式は県のホームページでダウンロード、確認ができます。

(<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/063100/seisanryokoudoka.html>)

9 申請等に係る留意点について

- ・提出された書類は返却しません。
- ・補助対象経費の算定に当たっては、事業完了後の確定額と大きな差額が生じないように充分精査してください。
- ・補助対象となる事業が、国、県、その他の公的機関から既に補助金、助成金の交付又は支援を受けている場合、または今後受ける予定がある場合は、この事業の補助対象とはなりません。
- ・申請内容における個人情報等は本事業にのみ使用し、その他の目的に使用することはありません。

10 申請～補助金交付決定までのスケジュール

- (1) 申請書提出期間：5月17日（月）～6月30日（水）17時まで
- (2) 審査：7月下旬
- (3) 採択決定：8月上旬
- (4) 交付決定：8月上旬頃

※スケジュールは都合により変更となる場合があります。

11 審査について

提出された生産力高度化計画書等について、審査委員会による審査を実施し、事業目的に適うと認められる計画を選定します。

審査のポイントは主に以下の内容となります。

- (1) 取り組もうとする生産力高度化計画の妥当性、効率性
- (2) 生産力高度化に向けた他の取組の内容の妥当性
- (3) 労働生産性の向上見込みの妥当性、効率性、上昇度
- (4) 収支計画の妥当性